											1
六 略	するまでの間にあるものであるときも、同様とする。	児で三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過	B階層に属する場合において、当該被措置者等が、障害	げる額は、ないものとする。被措置者等の属する世帯が	での間にあるものである場合は、徴収金の額の欄に掲	一日を経過した障害児で小学校就学の始期に達するま	五 被措置者等が三歳に達する日以後の最初の三月三十	一~四略	備考	別表第二(第二十条関係)略	新 条 文
五略								一 〈 匹	備考	別表第二	
								略		第二	旧
										十条関係)	条
										略	文